

第二次稲城市再犯防止推進計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月
稲城市

はじめに

かつて日本国内で刑法犯の認知件数が非常に多い時代がありました。平成14年には285万4,061件と戦後最高を更新した後、政府では平成15年に犯罪対策閣僚会議を開催して各種の犯罪対策に取り組んだ結果、令和3年まで戦後最少を更新し続ける成果をあげました。しかし、令和4年に20年ぶりに増加した件数は令和6年まで3年連続で増加しております。



稲城市においては、犯罪のない安全なまちづくりを目指して平成17年に「稲城市安全・安心まちづくり推進協議会」を立ち上げました。市・警察・市民・関係する団体が一体となって市内パトロール等の取組を推進した結果、令和3年まで市内の犯罪認知件数は減少を続けておりました。しかし、令和4年から件数が再び増加しており、全国的な傾向と同様の状況にあります。

近年では、刑法犯の検挙者数に占める約半数が再犯者という状況であり、再犯の防止が犯罪件数の減少に向けて重要な課題となっています。平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方自治体には、再犯防止に関する施策を策定し実施する責務と、地方再犯防止推進計画の策定に努めることが規定されました。本市においても、令和3年12月に「稲城市再犯防止推進計画(第一次計画)」を策定し、再犯防止に関する取組を行ってまいりました。

第一次計画の策定にあたっては、本市および日野市・多摩市の3市が「日野・多摩・稲城地区保護司会」と連携して再犯防止活動に取り組んできた経緯を踏まえ、日野市・多摩市と連携した形での計画を策定いたしました。

そして、令和6年度には、これまでの取組の検証を踏まえつつ共通の課題を抽出するとともに基本方針と取組の枠組みを定めた「第二次再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城3市共通理念」を3市共同で策定いたしました。本計画は、この共通理念の内容を踏まえた本市の個別計画として策定したものです。

本計画では、犯罪や非行をした人の立ち直りに向けて課題となる、住居や就労の確保や、保健医療・福祉サービスによる支援等、市で進めている各種施策の中で、再犯の防止や犯罪・非行の防止、更生保護等につながる取組を中心に掲載しています。今後は、本計画に基づき、国・都をはじめ、保護司会や更生保護女性会等の民間協力者、更生保護関係機関、安全・安心まちづくり推進協議会等と連携し、犯罪や非行をした人が適切に罪を償ったのち、地域社会に復帰するにあたって、社会全体で支え合う共生社会の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご協力をいただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和8年3月

稲城市長

高橋 勝浩

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け・目的	1
3 計画期間	1
4 日野市・多摩市との連携について	2
5 基本方針・重点課題	3
6 計画の推進体制	3
第2章 犯罪や再犯防止を取り巻く状況	4
1 稲城市の現状と課題	4
2 国と東京都の取組	8
第3章 重点課題ごとの主な取組	11
1 就労・住居の確保等	11
(1)就労の確保を支援する取組	
(2)住居の確保を支援する取組	
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	14
(1)高齢者の方を支援する取組	
(2)障害のある方を支援する取組	
(3)生活困窮の方などを支援する取組	
(4)薬物乱用防止に向けた取組	
3 非行の防止・学校と連携した修学支援等	18
(1)非行の防止のために子どもたちを支援する取組	
(2)子どもたちの居場所づくりや学習支援の取組	
4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進等	20
(1)保護司等民間協力者の活動を支援する取組	
(2)広報・啓発活動を推進する取組	
(3)安全・安心なまちづくりに向けた取組	
5 再犯防止のための連携体制の整備等	24
(1)関係機関と連携した取組	
6 日野市・多摩市との3市共通で行う取組	25
(1)3市共通で行う取組	
資料編	26

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

国の刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、平成18年(2006年)の14万9,164人から減少を続け、令和4年(2022年)には戦後最少の8万1,183人を記録しましたが、令和5年は8万6,099人となり、約20年ぶりに増加しました。また、検挙者に占める再犯者の割合(再犯者率)も増加傾向にあり、令和5年(2022年)は47.0%となっています。(「令和6年版 犯罪白書」より)。

稲城市を管轄する多摩中央警察署管轄内においては、再犯者数は令和元年(2019年)の119人から減少を続け、令和5年(2023年)には67人となりましたが、令和5年(2023年)の再犯者率は45.8%と刑法犯検挙者数の約半数は再犯者という状態が続いています。このような再犯の傾向は第一次計画を策定した令和3年時点においても同様であり、再犯防止推進に向けた継続的な取り組みが必要です。

令和5年(2023年)3月に国の第二次再犯防止推進計画(以下、国計画)が閣議決定され、令和6年(2024年)3月には東京都が第二次東京都再犯防止推進計画(以下、都計画)を策定し、両計画では国、地方公共団体、民間協力者等の連携がより一層求められています。

本市においても、「第二次再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城3市共通理念」に基づき、国計画、都計画をふまえた第二次再犯防止推進計画を策定し、さらなる安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

2 計画の位置付け・目的

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国計画及び都計画を勘案して、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進するために策定します。本市の最上位計画である「第五次稲城市長期総合計画」、及び福祉分野の上位計画である「第四次稲城市保健福祉総合計画」との連携・調和を図るとともに、各種関連計画との整合を図ります。

本計画では、重点課題ごとの主な取組として、再犯の防止に資する取組のほか、広く市民に提供してきているサービス等で、犯罪防止や非行防止、更生保護等につながる可能性のある取組を掲載しています。

3 計画期間

計画期間は令和8年度から令和12年度(令和8年4月から令和13年3月まで)とします。

>用語解説

○再犯者率

「再犯者率」は、刑法犯検挙者の中に再犯者がどの程度いるのかを見る指標です。

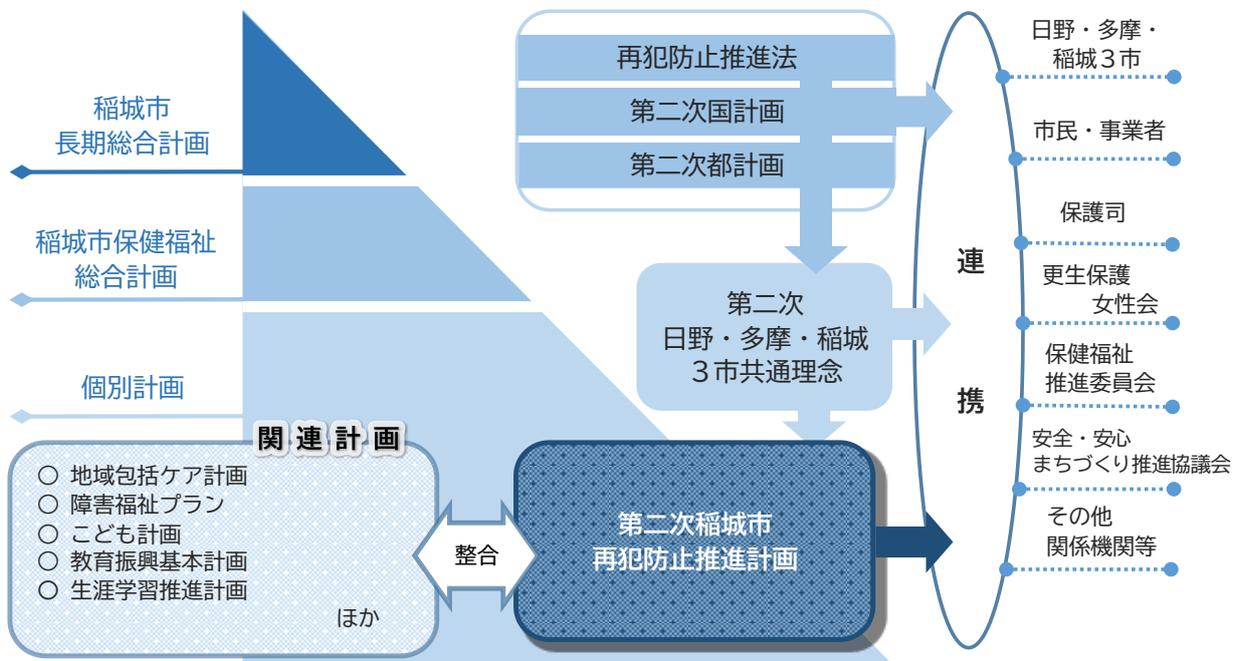
4 日野市・多摩市との連携について

稲城市・日野市・多摩市(以下3市)では、これまで3市を保護区とする「日野・多摩・稲城地区保護司会」と連携して再犯防止活動に取り組んできました。そうした経緯を踏まえ、3市における第二次再犯防止推進計画の策定に先立ち、再犯防止の推進に向けた3市共通の基本方針と取組の枠組みを定めた「第二次再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城 3市共通理念」(以下、共通理念という)を令和7年3月に策定しました。

共通理念は、社会的に弱い立場の人々を含む全ての人を地域社会全体で包み支え合うソーシャルインクルージョンの考え方のもと、犯罪をした者等が円滑に地域社会に復帰することができるよう、取組の方向性を示すものです。共通理念では、3市を一つの地域として共通の課題を抽出するとともに、3市共通で行う取組等を記載しています。

また、3市が共通理念に基づき、それぞれの実情に合わせて再犯の防止を推進する取組を総合的に進めるための個別計画を策定することとしており、本計画も共通理念の内容を踏まえた個別計画として策定しました。

● 計画の位置付け及び連携のイメージ



5 基本方針・重点課題

再犯防止推進法、これに基づく第二次国計画及び第二次都計画に掲げる基本方針と重点課題を踏まえ、市の取組の基本方針と重点課題を以下の通り設定します。

基本方針

- ① 関係者・関係機関等との緊密な連携・協力と犯罪をした者等への切れ目のない支援
- ② 犯罪被害者等の尊厳への配慮及び犯罪をした者等が自らの責任を自覚し犯罪被害者の心情を理解することの重要性を踏まえた取組の実施
- ③ 社会情勢等に応じた効果的な施策の実施
- ④ 地域社会の理解と協力を進めるための普及・啓発
- ⑤ 保護司など民間協力者の活動しやすい環境づくりへの支援

重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進等
- ⑤ 再犯防止のための連携体制の整備等
- ⑥ 3市共通で行う取組

6 計画の推進体制

就労、住居、福祉、防犯、非行防止等に携わる市の関係部署間の十分な連携を図るとともに、関係機関との連携協力のもと、再犯防止に係る取組を総合的に推進します。推進にあたっては、福祉施策を所管する「稲城市保健福祉推進委員会」及び防犯の取組を所管する「稲城市安全・安心まちづくり推進協議会」との情報共有を行います。

第2章 犯罪や再犯防止を取り巻く状況

1 稲城市の現状と課題

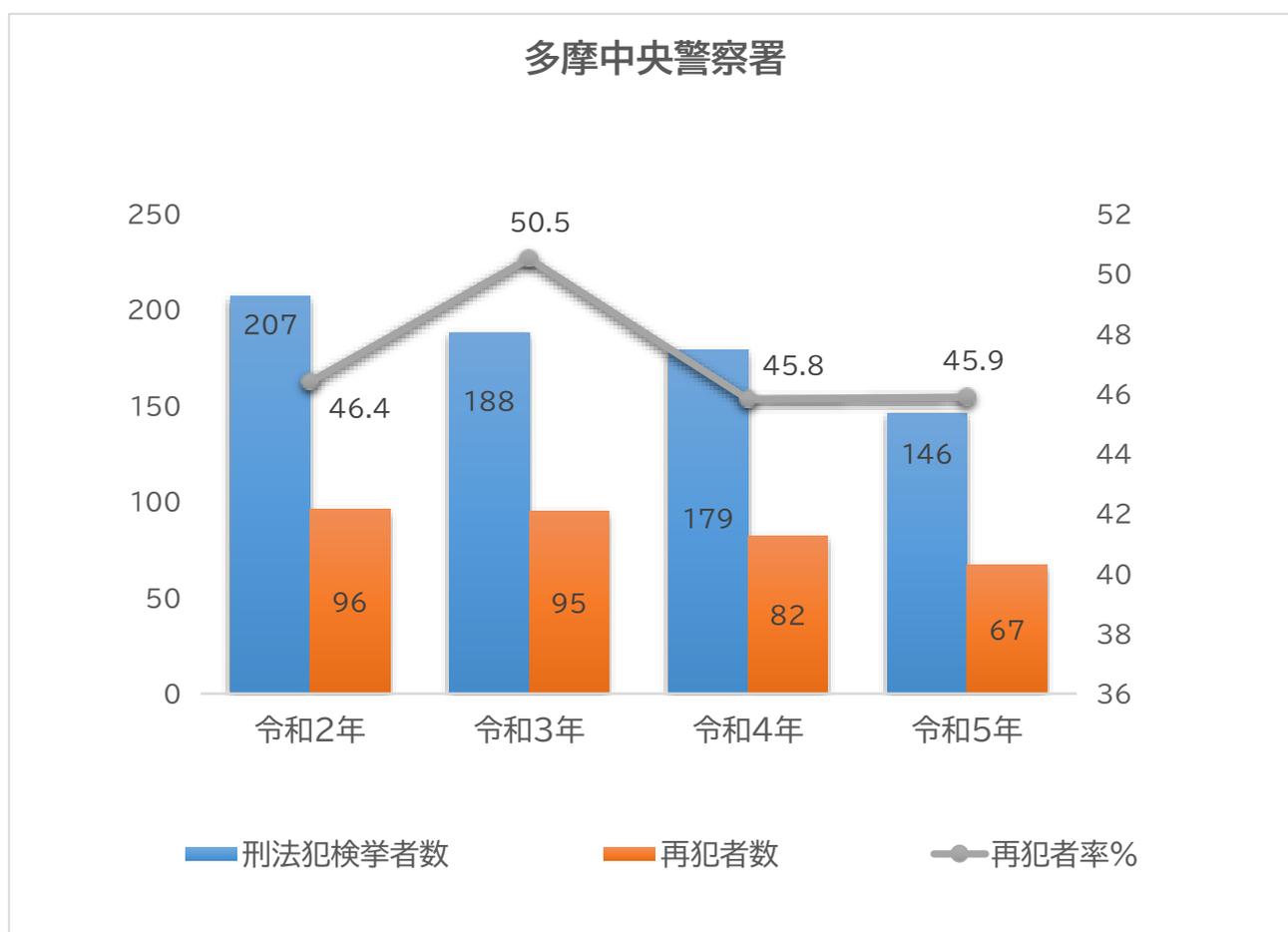
(1) 刑法犯再犯者検挙人員及び再犯者率(刑法犯検挙人員のうち再犯者の割合)

多摩中央警察署管内の再犯者率については、警視庁や全国の再犯者率を若干下回っているものの、全体の半数近くが再犯者という状況であり、再犯防止を推進していくことが求められます。

(法務省矯正局東京矯正管区提供)

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	再犯者数 (人)	再犯者率 (%)	再犯者数 (人)	再犯者率 (%)	再犯者数 (人)	再犯者数 (人)	再犯者数 (人)	再犯者率 (%)
多摩中央警察署	96	46.4	95	50.5	82	45.8	67	45.9
警視庁	10,618	50.7	9,809	51.4	9,658	51.0	9,757	49.5
全国	83,384	50.6	79,809	50.0	76,250	49.5	80,187	48.9

※少年の検挙人員を含まない ※多摩中央警察署は多摩市と稲城市を管轄

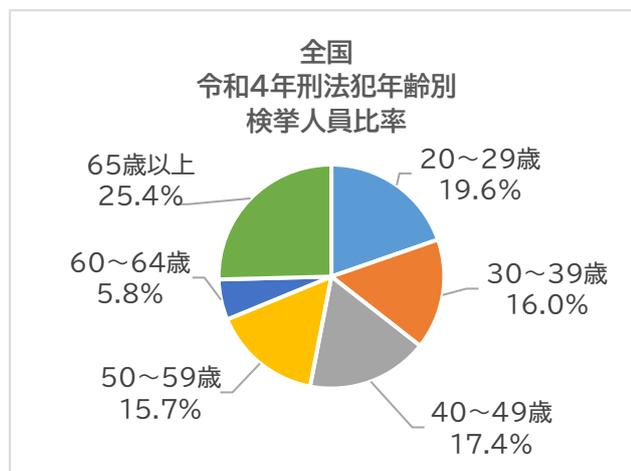
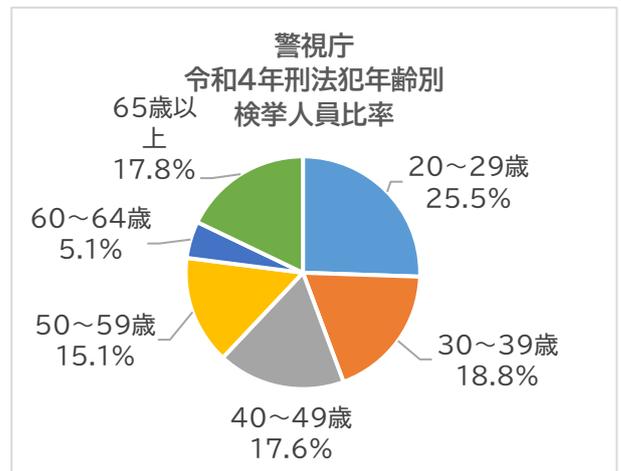
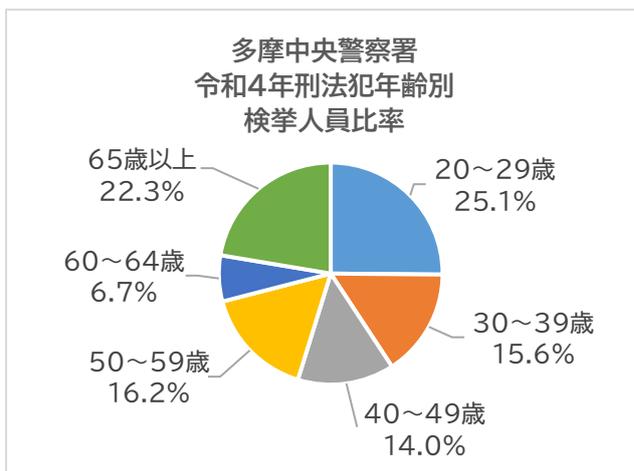


(2) 刑法犯年齢別検挙人員の動向(令和4年・単位:人)

年齢別検挙人員の特徴として、全国では高齢化の影響もあり65歳以上の割合が高く、また警視庁においては若年層の検挙人員が多く20代から30代の割合が高くなっています。年齢別検挙人員では、20代と65歳以上の割合が高くなっており、若年層と高齢者に対する具体的なアプローチが必要となっています。

警察署別刑法犯年齢別検挙人員割合(法務省矯正局東京矯正管区提供)

	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65歳以上
多摩中央 警察署	45 (25.1%)	28 (15.6%)	25 (14.0%)	29 (16.2%)	12 (6.7%)	40 (22.3%)
警視庁	4,835 (25.5%)	3,566 (18.8%)	3,331 (17.6%)	2,853 (15.1%)	969 (5.1%)	3,377 (17.8%)
全国	30,265 (19.6%)	24,600 (16.0%)	26,826 (17.4%)	24,207 (15.7%)	8,991 (5.8%)	39,144 (25.4%)



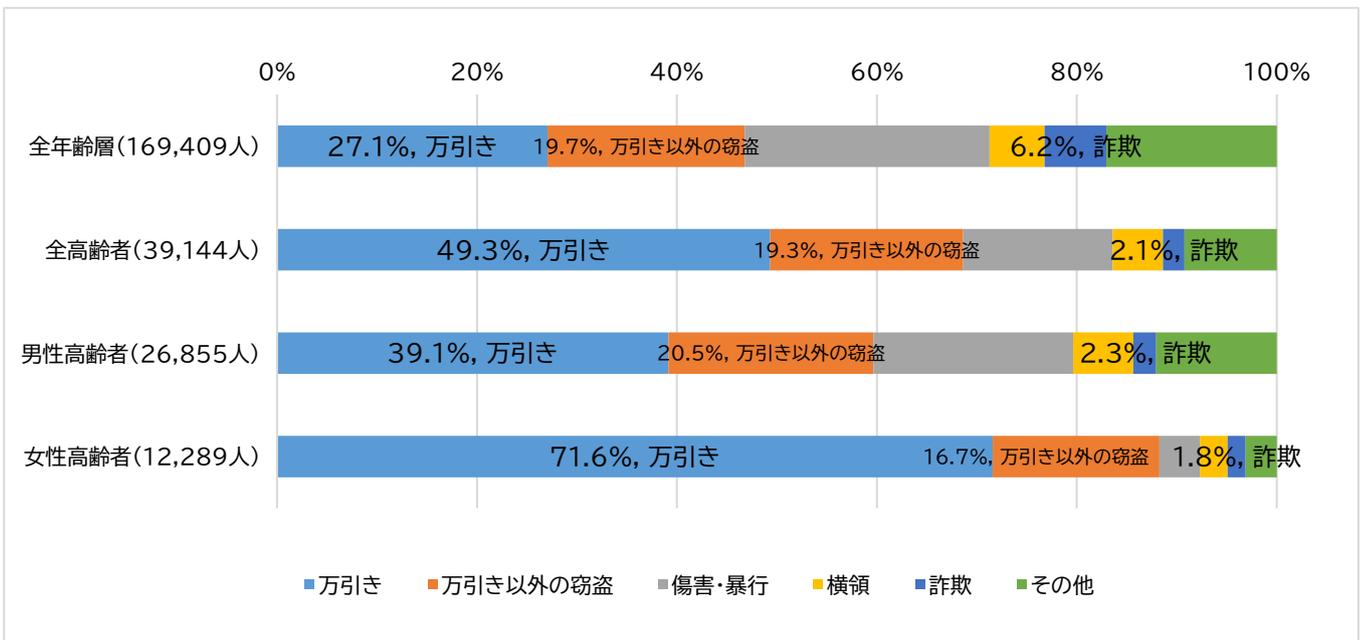
(3) 検挙人員の罪名別構成比(令和4年・単位：%)

全年齢層と比べて、全高齢者では窃盗の割合が高く、約7割となっています。女性高齢者は約9割が窃盗であり、万引きによる者の割合が約7割と顕著に高い特徴があります。

また、少年層では、窃盗の割合が全年齢層とほぼ同一の約5割となっていますが、詐欺の割合が高齢者と比較すると多くなっています。SNSで犯罪実行者を募集する手口による強盗事件等が増加していることも背景として考えられます。

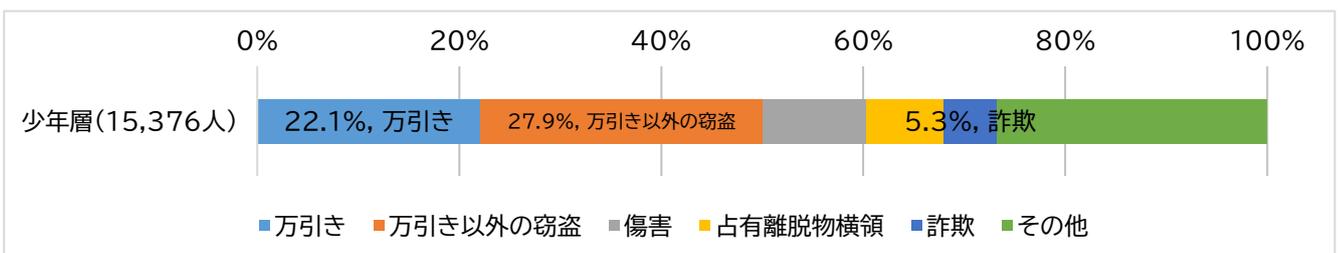
(令和5年版犯罪白書より) ※()内は人員 ※「万引き」と「万引き以外の窃盗」をあわせて「窃盗」 単位：%

	万引き	万引き以外の窃盗	傷害・暴行	横領	詐欺	その他
全年齢層 (169,409 人)	27.1	19.7	24.5	5.5	6.2	17.0
全高齢者 (39,144 人)	49.3	19.3	15.0	5.0	2.1	9.2
うち男性高齢者 (26,855 人)	39.1	20.5	20.0	6.0	2.3	12.0
うち女性高齢者 (12,289 人)	71.6	16.7	4.0	2.8	1.8	3.1



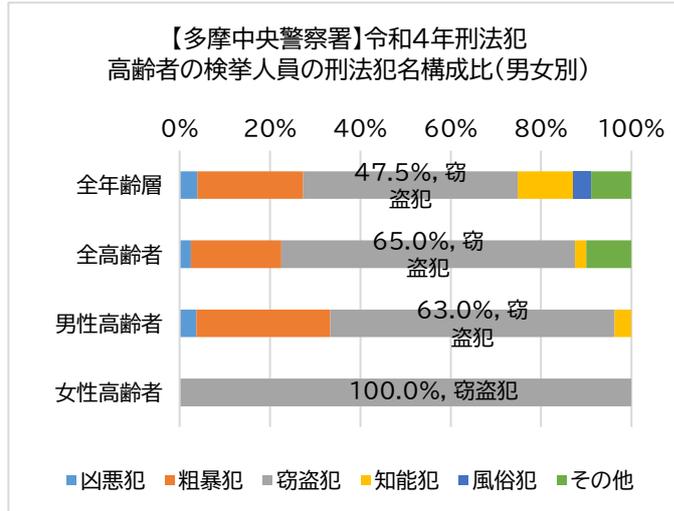
(令和4年の刑法犯に関する統計資料より)

	万引き	万引き以外の窃盗	傷害	占有離脱物横領	詐欺	その他
少年層 (15,376 人)	22.1	27.9	10.2	7.7	5.3	26.8



※出典元の違いにより、罪名が一部異なる部分があります。

<参考①> 警察署別高齢者の検挙人員の刑法犯名構成比（法務省矯正局東京矯正管区提供） 単位:%



<参考②> 検挙人員全体に占める 65 歳以上の割合と高齢化率の推移(単位:%)

(令和4年警視庁の統計および令和4年版高齢社会白書より)

	平成7年	平成17年	平成27年	令和3年
検挙人員全体に占める65歳以上の割合	3.9	10.8	19.9	23.5
高齢化率(65歳以上人口の割合)	14.6	20.2	26.6	28.9

<参考③人口および高齢者人口の将来推計(令和2年を100とした場合の指数)>

(国立社会保障・人口問題研究所「令和5年日本の地域別将来推計人口」および「日本の将来推計人口(令和5年推計, 出生中位・死亡中位)」より)

		令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
稲城市	総人口	103.6	105.7	107.2	108.2	108.7
	65歳以上人口	107.6	117.7	131.9	147.1	154.9
東京都	総人口	101.1	102.1	102.9	103.3	103.1
	65歳以上人口	101.3	106.0	113.9	123.9	129.7
全国	総人口	97.7	95.2	92.5	89.4	86.3
	65歳以上人口	101.4	102.6	104.7	109.5	107.9

(4) 保護司の平均年齢

本市における保護司の平均年齢は高い水準で推移しており、近年は上昇傾向です。こうした状況を踏まえつつ、保護司などの更生保護を支えるボランティアの活動しやすい環境づくりについても検討していく必要があります。

令和5年版犯罪白書より※全国平均のみ ※各年1月1日時点の値 単位:歳

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
稲城市	67.4	66.9	68.6	67.9	67.8
東京都平均	63.8	63.7	63.4	63.9	64.1
全国平均	65.1	65.0	65.1	65.4	65.5

(5)社会を明るくする運動の参加者数

犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」には、毎年多くの方に参加いただいています。再犯防止に向けた啓発事業として今後も推進していくことが求められます。

(法務省大臣官房秘書課提供 ※全国及び東京都のみ)

単位:人

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
稲城市	452	新型コロナウイルス感染 防止のため実施せず		150	288
東京都	318,432	35,164	72,950	106,036	151,730
全国	2,969,544	577,047	867,395	1,284,167	1,398,782

2 国と東京都の取組

(1)国の取り組み

○再犯防止推進法の制定

我が国においては、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

本法律は、このような現状を踏まえ、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とするものです。

また、本法第5条において、国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないこと、本法第7条第1項において、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならないこと、本法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないことなどが規定されているほか、本法第22条第1項において、国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする規定されています。

(法務省ホームページより)

○第二次再犯防止推進計画の策定

国の第一次再犯防止推進計画で設定していた「5つの基本方針」は第二次再犯防止推進計画においても、施策の実施者が目指すべき方向・視点として踏襲しています。また、再犯防止施策について第一次再犯防止推進計画の重点課題を踏まえつつ、第二次再犯防止推進計画の策定に向けた基本的な方向性に沿った「7つの重点課題」に整理して取り組むこととしています。

【5つの基本方針】

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

【7つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

(2)東京都の取り組み

○第二次東京都再犯防止推進計画の策定

再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国計画を勘案し、東京都における取組について策定されました。国の計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえ、6つの重点課題ごとに具体的な取組を記載しています。

【6つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 再犯防止のため連携体制の強化等

第3章 重点課題ごとの主な取組

1 就労・住居の確保等

現状と課題

再犯の要因は、不安定な就労がその多くを占めていることから、国においては犯罪をした者等の就労を確保するため、法務省と厚生労働省の協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、就労やその継続の大前提となる基本的な能力の強化、職場定着に向けた取組の強化等にも努めてきました。しかし、依然として、保護観察終了時に無職であったり、人間関係のトラブル等から離職してしまう者は少なくありません(国計画より)。

また、刑務所等からの満期出所者の約4割(全国で約2,200人(令和6年法務省「矯正統計年報」より))が適当な住居が確保されないまま出所し、帰住先の確保されている者と比較して再犯に至るまでの期間が短くなっているという実情を踏まえ、就労や住居確保のための相談・支援等を充実させる必要があります。

主な取組

(1) 就労の確保を支援する取組

生活の基盤となる安定した就労を確保するため、一人ひとりの特性に合わせた就労支援を行います。

■生活困窮者自立相談支援事業による就労支援

自立相談支援機関である「福祉くらしの総合窓口」では、生活に困窮する方の相談窓口として、関係機関と連携した生活及び就労に関する支援を行います。(生活福祉課)

■障害者就労支援

障害者就労支援センターマルシェいなぎにおいて、就労を希望する障害者に対してハローワークへの同行や面接同行のほか、就労に必要な知識や技術等の習得のための訓練を実施する等、就労を実現するための支援を行います。(障害福祉課)

■はつらつワーク稲城

厚生労働大臣の許可と都及び市の支援を受けた、おおむね55歳以上の高齢者のための無料職業紹介所(就業支援センター)として就労支援を行います。(稲城市社会福祉協議会・経済課)

■シルバー人材センター

働く意欲を持っている、おおむね 60 歳以上の健康な高齢者のために、希望と能力に応じた就業の機会を提供します。(稲城市シルバー人材センター・高齢福祉課)

■就労支援機関の情報提供・普及啓発

東京しごとセンター多摩(都)・若者サポートステーション(国)等の各種窓口、ハローワーク就業情報等についての積極的な情報提供・普及啓発に努めます。(経済課)

■東京都若者総合相談センターの紹介・普及啓発

非行歴のある若者やその保護者等を対象とした相談を含めた、若者に対する総合的な相談を実施し、就労・就学につなげる等の適切な支援を行う、東京都若者総合相談センター(若ナビα)について、紹介及び普及啓発に努めます。(児童青少年課)

■協力雇用主制度・コレワーク等の周知促進

犯罪等をした人を雇用につなげ立ち直りを支援するための協力雇用主制度やコレワーク(矯正就労支援情報センター)(国)についての周知を促進するため、普及啓発に努めます。(生活福祉課)

■TOKYO チャレンジネットの紹介

TOKYO チャレンジネットは、住居を失い、インターネットカフェ等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事する者や離職者に対して就労支援等のサポート事業を実施することにより自立した安定的な生活を送っていただくことを目的とした制度です。(生活福祉課)

(2)住居の確保を支援する取組

地域社会において安定した生活を送るための前提となる、適切な住宅の確保に向けた支援を行います。

■住居確保給付金の支給

自立相談支援機関である「福祉くらしの総合窓口」では、離職や廃業をした等により住居を失った方、または失うおそれのある方で要件を満たした方を対象に、一定期間家賃相当額を支給し、就労支援を行うことにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。また、世帯員の死亡や離職等により、世帯収入が大きく減少してしまった方で、家計の改善のために家賃が安い住居に転居する必要がある方へ、転居に要する費用を支給します。(生活福祉課)

■生活福祉資金の貸付

所得が少ない世帯や障害者または介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行い、対象世帯の安定と経済的自立を図ります。住居の移転、住宅の増改築・補修等に必要な費用についても貸付対象としています。(稲城市社会福祉協議会・生活福祉課)

■高齢者居住支援事業助成

保証人が見つからないために民間賃貸住宅への契約が困難となっている高齢者世帯を支援するため、高齢者世帯が民間保証機関に支払う初回保証料の一部を助成します。(高齢福祉課)

■市営高齢者住宅「ジョイハウスたまがわ」

市が民間建主の協力を得て、高齢者が安心して生活を送れるよう、集合住宅を一棟借り上げ、住宅に困窮している高齢者に対して住宅を提供しています。(高齢福祉課)

■シルバーピア生活援助員派遣事業

65歳以上の高齢者を対象とした都営住宅(長峰)に、入居者の安否確認や緊急時対応、情報提供などのための生活援助員を派遣しています。(高齢福祉課)

■住宅確保要配慮者関連制度の情報提供・普及啓発

住宅確保要配慮者の方の入居を支援するための家賃債務保証制度(高齢者住宅財団)、住宅セーフティネット制度(国・都)等の諸制度についての積極的な情報提供・普及啓発に努めます。(まちづくり再生課)

>用語解説

○東京しごとセンター

全年齢層の求職者を対象として、就業相談から、各種セミナー、求人情報の提供等、就職に関する一貫したサービスを提供しています。

○若者サポートステーション

国と都の協働で運営。15歳から49歳までの働くことに悩みを抱えている方を対象に、セミナーや講座を開催し、自立に向けた進路選択をサポートしています。

○東京都若者総合相談センター(若ナビα)

東京都が運営する若者やその家族等を対象とした無料相談窓口のこと。若者の様々な悩みに対応する総合窓口として、専門の窓口や支援機関等につないだり、情報提供を行っています。

○協力雇用主

犯罪をした人等の抱える事情等を理解し、自立及び社会復帰に協力することを目的として雇用し、又は雇用しようとする民間の事業者のこと。

○コレワーク(矯正就労支援情報センター)

国により全国8か所に設置。受刑者等の居住先や資格取得等の情報を一括管理し、刑務所出所者等の雇用を希望する事業者に対して、ニーズに適合する対象者を紹介し、採用手続きをサポートする等の支援を行っています。

○家賃債務保証制度

低所得者、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯等の住居確保要配慮者の方が賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことで、賃貸住宅への入居を支援する家賃保証債務を行っています。

○住宅セーフティネット制度

民間の空き家、空き室を活用して、住宅確保要配慮者を対象に、入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とした制度です。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

現状と課題

刑法犯の検挙人員総数の中で、高齢者の割合は増加しています。また、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高くなっています。

覚醒剤取締法違反の同一罪名再犯者率は上昇傾向にありましたが、令和5年は前年比で低下となりました。一方で、大麻取締法違反の検挙人員は令和3年まで8年連続で増加し、令和4年にやや減少したものの令和5年は過去最多となり、その半数以上が20代以下でした。大麻取締法違反の検挙者に占める再犯者の割合も、平成17年から上昇傾向にあり、若年層の認識不足やインターネットなどで気軽に入手できることなどにより更なる増加が危惧されます(令和6年法務省「犯罪白書」及び国計画、厚生労働省 HP より)。

他にも高齢者、障害のある者、生活に困窮する者、依存症(アルコール、薬物、ギャンブル等)を有する者等、犯罪をした者等の中には保健医療、福祉サービスの利用が必要な者が多く、有機的な連携のもと、機動的かつ継続的な支援を行う必要があります。

主な取組

(1) 高齢者の方を支援する取組

高齢者の方が安心して暮らし続けることができるよう、地域で支える体制づくりを進めるとともに、必要な相談・支援を行います。

■地域包括支援センター

市からの委託を受け、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けることができるように、介護・福祉・保健・医療など、様々な面で支援を行うための総合相談機関です。市内に4か所あり、高齢者やその家族の方等の支援に向けた相談に応じています。(高齢福祉課)

■地域支援事業(生活支援体制整備事業等)

生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を市や地域包括支援センターに配置し、地域の方々や社会福祉協議会などの関係機関と一緒に、地域の話し合いの場づくりや地域の人々の交流などを進め、支え合いの地域づくりを実施しています。(高齢福祉課)

■認知症サポーターの養成

認知症サポーター養成講座を定期的に開催し、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援するサポーターを増やしていくことで、認知症の理解及び高齢者を地域で見守る体制の充実を図ります。(高齢福祉課)

■高齢者見守りネットワーク事業

住民の方々や市内の民間事業者にご協力いただき、日常の生活や業務の中で気付いた異変について市役所や包括支援センターに連絡いただくことで、安否確認など適切な支援につながる事業です。なお、高齢者のみならず、子ども、障害者、生活困窮者等も含めた全世代型の見守りネットワーク事業へ拡大を検討していきます。(高齢福祉課)

■福祉権利擁護センター(あんしん・いなぎ)

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者の方などが、地域で安心して暮らし続けられるよう、相談や福祉サービスの利用援助などの支援を行います。(稲城市社会福祉協議会・生活福祉課)

■はつらつワーク稲城(再掲:P11 参照)

■シルバー人材センター(再掲:P12 参照)

(2)障害のある方を支援する取組

障害のある方が、自分らしくいきいきと暮らすことができるよう、個々の特性に応じた相談支援やサービスの提供等を行います。

■障害者相談支援

稲城市社会福祉協議会や障害者総合相談センターマルシェいなぎを中心に、総合的・専門的な相談を受け付けるとともに、福祉サービスの利用等に向けた各種支援を行います。(障害福祉課)

■地域活動支援

障害者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障害者の自立及び社会参加の促進を図ります。(障害福祉課)

■発達支援

発達支援センター(レスポ-いなぎ)において、就学前から成人の方まで、発達に特性のある方の相談を受け付けるとともに、必要な支援、専門機関の紹介などを行います。(障害福祉課)

■障害者就労支援(再掲:P11 参照)

■福祉権利擁護センター(再掲:P15 参照)

(3)生活困窮の方などを支援する取組

様々な事情により生活に困窮している方などに対し、生活の安定と自立に向けた支援を行います。

■福祉くらしの総合窓口(生活困窮者自立相談支援事業)

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して必要な支援を行う総合相談窓口(自立相談支援機関)です。相談によって課題を整理した上で、個別の支援計画に従って、包括的・継続的に支援を行います(生活福祉課)

■生活困窮者自立相談支援事業による就労支援(再掲:P11 参照)

■住居確保給付金の支給(再掲:P12 参照)

■緊急小口資金の貸付

緊急かつ一時的に困窮している世帯が、資金の貸し付けによってその後の生活の見通しが立つ場合であって、一時的に生活困難となった理由が、所定の貸付対象理由に該当する場合に、資金の貸付を行います。(稲城市社会福祉協議会・生活福祉課)

■生活福祉資金の貸付(再掲:P13参照)

■生活保護事業

生活保護法に基づき、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、生活の維持向上及び自立に向けた支援を行います。(生活福祉課)

■子どもの学習・生活支援事業(生活困窮者自立相談支援事業)

生活困窮世帯等の中学生を対象に、学習支援及び本人や保護者への生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行い、子どもの将来の自立に向けた支援を行います。(生活福祉課)

■ひとり親家庭に対する就労支援・貸付事業

母子・父子自立支援員との相談を通して世帯の状況を把握し、以下の制度等の利用を含め必要な支援を行います。(子育て支援課)

- ・母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金(就職に向けた資格取得費用)
- ・母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金(就職に向けた資格取得期間の生活費)
- ・自立支援プログラム(児童扶養手当受給者等を対象に、自立支援計画を作成しハローワークと連携して就職支援。)
- ・東京都母子及び父子・女性福祉資金貸付

■就学援助

経済的に困窮している小・中学生の保護者の方に、小・中学校の学用品等の費用について援助を行います。(学務課)

■受験生チャレンジ支援貸付事業

一定所得以下の世帯の子どもへの支援を目的に、学習塾などの費用や受験費用などについて貸付を行います。貸し付け対象となる学校に入学した場合には、返済が免除されます。(稲城市社会福祉協議会・生活福祉課)

(4)薬物乱用防止に向けた取組

薬物乱用防止や、薬物依存からの回復に関する正しい知識を周知するための、普及・啓発活動等を行います。

■薬物乱用防止推進事業

東京都薬物乱用防止推進稲城市協議会とともに、ポスター・標語の募集、展示等を通して、覚醒剤や大麻等の薬物乱用の恐ろしさを広く訴え、その弊害についての周知を図るため啓発活動を行います。(健康課)

■薬物乱用防止教室事業

学習指導要領に基づき、小・中学校における薬物乱用防止教室の実施や、薬物乱用防止ポスター・標語の活用など、薬物乱用防止の取組を推進します。(指導課)

■薬物相談窓口の紹介

薬物依存症の当事者及びその家族等への相談支援を行う、南多摩保健所や多摩総合精神保健福祉センターなどの相談窓口について、必要に応じて紹介します。(健康課)

>用語解説

○自立相談支援機関

生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮した方のそれぞれの事情に合わせて支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行う市区町村に設置された相談窓口のこと。

○母子・父子自立支援員

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の生活面、経済面の自立を図るため、相談やアドバイスを行う、市区町村に配置された専門員のこと。

3 非行の防止・学校と連携した修学支援等

現状と課題

非行を行う背景には、規範意識の低下、社会とのつながりの希薄化、家庭環境の変化、貧困や虐待等の被害体験、集団的不良交友関係等様々な要因が複合的に生じているためと考えられます。非行を生まないためにも、青少年の規範意識の向上、社会とのつながりの強化、世帯の抱える生活課題への支援が求められています。また、全国の高等学校進学率は98.8%ですが、少年院入所者の24.4%、入所受刑者の33.8%が中学校卒業後、高等学校に進学していない状況です(国計画より)。

非行の未然防止や青少年の健全育成のため、また非行や犯罪に陥った少年が立ち直り地域社会の一員として社会復帰を果たすために、学校・家庭・地域・関係機関等が連携して相談支援体制の充実や居場所づくり、必要な修学支援等の取組を行うことが必要です。

主な取組

(1) 非行の防止等に向けて子どもたちを支援する取組

学校や地域における関係機関等が連携して、非行の防止、虐待の防止・早期発見・早期対応等の、子どもたちを支援するための取り組みを進めます。

■防犯・犯罪被害防止教育の推進

関係機関などと連携し、身近にある様々な危険について理解を深めるとともに、被害に遭わない、事件に巻き込まれないための未然防止対応について学習を進めます。(指導課)

■道徳授業地区公開講座

教育活動全体を通じて道徳教育を行うとともに、道徳授業地区公開講座を開催し、道徳について保護者・地域住民と意見交流を行います。(指導課)

■教育相談などの機能の充実

いじめ、不登校、就学、教育、進路などの相談業務の充実や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用により、教育相談など機能の充実を図ります。(指導課)

■地域教育懇談会

中学校ブロックごとに、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校 PTA、幼稚園・保育園の保護者、自治会関係者、青少年育成地区委員、民生・児童委員、青少年委員、人権擁護委員、社会教育委員、保護司・更生保護女性会関係者、PTA 連合会 OB、学校支援コンシェルジュ、公民館・児童館関係者など、地域の様々な関係者による協力機関としての懇談会を実施します。(指導課)

■児童虐待対応事業

児童虐待の防止・早期発見・早期対応のために、家庭及び地域住民や学校等の関係機関等からの虐待通告に対し、子ども家庭支援センターで迅速に対応します。(子ども家庭支援センター課、指導課)

■要保護児童対策地域協議会

児童虐待の防止・早期発見・早期対応のために、代表者会議では要保護児童対策の検討及び関係機関の連携を強化、実務者会議では要保護児童等の実態把握や支援中のケースの総合的な把握及び進行管理等について協議・検討を行います。また、個別ケース検討会議では個別の案件について具体的な支援の内容を検討します。(子ども家庭支援センター課)

■薬物乱用防止教室事業(再掲:P17 参照)

(2)子どもたちの居場所づくりや学習支援の取組

子どもたちの健全育成に向けて、孤立しないための居場所づくりや必要な学習支援を行います。

■青少年問題協議会

家庭、学校、地域等の代表者が参加し、青少年の健全育成に関わる機関・団体の活動を効果的に進めるための協議や、青少年健全育成の課題について意見交換等を行います。(児童青少年課)

■児童館事業

18歳未満の児童を対象に自由な遊びの場を提供し、心身の健全育成、情操を豊かにすることを目的とした、中高生の居場所づくりを含めた各種事業を実施します。(児童青少年課)

■民間団体による中高生の居場所づくり

民間団体へ補助金を交付し、第三者の大人との関わりを通して、中高生の心の居場所を提供しています。(児童青少年課)

■生涯学習事業による学びの機会の提供

誰もがいきいきと学び続けるための支援として、公民館やiプラザの主催事業、いなぎ IC カレッジ、生涯学習宅配便講座等の学びの機会を提供します。(生涯学習課)

■東京都若者総合相談センターの紹介・普及啓発(再掲:P12 参照)

■子どもの学習・生活支援事業(再掲:P16 参照)

■就学援助(再掲:P17 参照)

■受験生チャレンジ支援貸付事業(再掲:P17 参照)

4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進等

現状と課題

各地域において、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、その他多くの民間ボランティアの方々が地道に活動しています。しかし、保護司の高齢化、民間ボランティアの減少、再犯防止に関する施策等が身近なものではない等の課題があり、引き続き支援および再犯防止活動の周知に向けた啓発活動を行っていく必要があります。

また、安心・安全な地域づくりに向けては、犯罪を未然に防止するための対策も不可欠です。稲城市においてはこれまでの官民一体となった取組等により、都内でも人口当たりの刑法犯の認知件数が少ない水準にあります。今後も社会情勢等の変化に応じながら対策を講じていく必要があります。

主な取組

(1) 保護司等民間協力者の活動を支援する取組

犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の立ち直りを支える民間協力者を支援し、連携していくための取組を進めます。

■更生保護活動団体への支援

保護司会及び更生保護女性会の活動の周知に向けた広報に努めるとともに、会議等を行う際の会議室を提供するなど、活動の支援を行います。(生活福祉課)

■保護司会活動への支援

市に日野・多摩・稲城地区保護司会稲城分区の事務局を設置するとともに、補助金を交付することで活動を支援します。(生活福祉課)

■保護司の活動場所の確保

日野・多摩・稲城地区保護司会稲城分区の活動場所として更生保護サポートセンター稲城分室を公共施設内に確保するとともに、市庁舎等に保護司が保護観察対象者との面接等を行う際の面談室を提供します。(生活福祉課)

■保護司候補者検討協議会への協力

保護司になり得る人材の発掘のため、東京保護観察所立川支部及び日野・多摩・稲城地区保護司会が開催する保護司候補者検討協議会に協力します。(生活福祉課)

(2) 広報・啓発活動を推進する取組

再犯の防止等に関する施策に対する市民の理解を促進するための、普及啓発活動を進めます。

■社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

稲城市では、犯罪や非行をした人の立ち直りを見守り支えていく地域社会づくりに向けて、保護司会や更生保護女性会をはじめ、市内各中学校、地域の関係団体等と連携・協力し、7月の強調月間を中心に様々な広報活動を行います。(生活福祉課)

(3) 安全・安心なまちづくりに向けた取組

安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域・警察・関係団体等と連携した地域の防犯力向上のための取組を進めます。

■朝のあいさつ運動

稲城市民生児童委員協議会が主催となって、市内の各小中学校の校門前や通学路に立ち、登校する児童・生徒に対して朝のあいさつ運動を行います。関係機関に適切につなげます。(生活福祉課)

■安全・安心まちづくり推進協議会

市・警察・市民・関係団体が一体となって、防犯に関する情報の共有を図り、犯罪のない安全なまちづくりを推進するために、より効果的な防犯活動の展開に向けた調査・研究・協議などを行います。毎年度、犯罪認知件数の削減等の活動目標を掲げ、各種の取組を進めています。(総務契約課)

■市内一斉防犯パトロール

地域の安全・安心を目指して、毎年7月と12月に、各防犯団体等を中心に7拠点で犯罪抑止に向けた一斉パトロールを実施します。パトロールと併せ、不法投棄された乗り物による犯罪発生抑止のため、放置自転車・バイクのチェック等も行います。(総務契約課)

■防犯活動実施団体等によるパトロール活動

地域の防犯活動を支援するため、市内で自主的に防犯パトロール活動を実施する団体等に対して、パトロール活動に必要な防犯資機材の支給や青色回転灯防犯パトロール車の貸出を行います。(総務契約課)

■防犯活動個人ボランティア登録

平成 28 年から自主的な防犯活動を実施する防犯ボランティアの登録制度を開始し、地域での防犯パトロール等に携わる個人ボランティアの活動の支援を行います。(総務契約課)

■いなぎキッズ青色防犯パトロール

安全・安心まちづくり推進協議会、自治会連合会、防犯協会の三者共催で、子どもたちを主体とした防犯意識の向上を目指す青色回転防犯パトロール車(青パト)の子ども向け乗車体験を開催します。(総務契約課)

■子ども 110 番の家の設置

児童・生徒が登下校時等に緊急を要する場合に、助けを求め一時的に避難できる場所として「子ども110番の家」を設置し、子どもたちの安全を確保します。(総務契約課)

■スクールガードリーダーの配置

学校や通学路における子どもの安全確保を図るため、通学路の巡回・点検、学校への助言等を行う、警察官 OB によるスクールガードリーダーを配置します。(指導課)

➤用語解説

○保護司会

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである保護司が保護区ごとに組織する団体のこと。

稲城市・日野市・多摩市を保護区とする「日野・多摩・稲城地区保護司会」では、関係機関との連携、保護司の職務に関する研修、社会参加活動、活動に関する広報宣伝などを行うとともに、各市の分区ごとに活動を行っています。

※保護司の活動や、日野・多摩・稲城地区保護司会稲城分区の活動については P23 のコラムを参照。

○更生保護女性会

女性の立場から地域の犯罪予防と犯罪や非行に陥った人たちの更生に協力し、犯罪や非行のない明るい社会を実現しようとするボランティア団体のこと。

保護司会と同じく、稲城市・日野市・多摩市を一つの地域として日野・多摩・稲城更生保護女性会が組織され、援護活動や研修、広報などを行っています。同会の稲城分区では、約40名の会員が活動しており、社会を明るくする運動や、市内全域を巡回する防犯パトロールなど犯罪・非行防止のための啓発活動を行うほか、更生保護施設や刑務所・少年院を訪問して、収容者に物心両面の激励や援助などを行っています。

○更生保護施設

刑務所等から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがいないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供し、生活指導・職業指導などを行い、自立を援助する施設。

○保護観察

犯罪をした者又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。

コラム「日野・多摩・稲城地区保護司会稲城分区」

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。活動としては、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活が営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行うとともに、犯罪や非行を未然に防ぎ、罪を犯した人の更生について理解を深めるため、「社会を明るくする運動」をはじめとした啓発活動や明るい地域社会の実現に向けた取組を行っています。

日野・多摩・稲城地区保護司会稲城分区では、令和7年12月現在、20名の保護司が活動しています。複合施設ふれんど平尾内にある更生保護サポートセンター稲城分室を拠点に日々の活動を行うほか、定期的に自主研修会や視察研修等を行うなど、各保護司の保護観察に関する知識や技量を高める取組を進めています。

また、主要な啓発事業である「社会を明るくする運動」では、更生保護女性会や市と連携し、市内関係団体や市内各中学校の協力を得ながら、市内の駅頭・街頭・盆踊り会場・夏祭り会場などでグッズ配布を行うなど、各種の啓発活動を行っています。

学校との連携では、保護司全員が市内の各小・中学校の担当となり、地域教育懇談会や学校の諸行事に参加するなど、青少年の健全育成に向けて連携を深めています。その他、市・関係機関・諸団体の会議や事業にも各担当保護司が加わり、連携を図っています。

今後も、地域における更生保護及び青少年の健全育成に取り組むとともに、更生保護に対する市民への周知・理解をさらに深めるための活動を進めていきます。



●更生保護のシンボルマーク「生きるマーク」

5 再犯防止のための連携体制の整備等

現状と課題

犯罪をした者等の中には、矯正施設や保護観察所等の刑事司法関係機関による指導・支援等を受け終わった後においてもその社会復帰を促し再犯を防止するため、地域において継続的な支援を受けることが必要な者がいます。地方公共団体による各種住民サービスや民間団体による支援に円滑につなげ、フォローすることを可能とする連携の仕組みが必要です。

主な取組

(1) 関係機関と連携した取組

■民間協力者や更生保護関係機関等との連携

犯罪や非行等をした人の立ち直りを支える保護観察所、保護司会や更生保護女性会等の民間協力者をはじめ、更生保護関係機関と連携し、継続的に情報共有、意見交換を進めます。(生活福祉課)

■安全・安心まちづくり推進協議会等との連携

市・警察・市民・関係団体が連携して防犯活動を推進している安全・安心まちづくり推進協議会等との連携を深め、再犯防止推進に向けた取組についての情報提供や意見交換等を進めます。(総務契約課、生活福祉課)



●更生保護イメージキャラクターのホゴちゃん(左)とサラちゃん(右)

6 日野市・多摩市との3市共通で行う取組

現状と課題

稲城市・日野市・多摩市の3市については、これまで3市を保護区とする「日野・多摩・稲城地区保護司会」と連携して再犯防止活動に取り組んできました。今後、再犯防止に向けた取組をさらに推進し、市民にとって再犯防止に関する施策等が身近なものに感じられるよう、3市間の連携を強化していく必要があります。

主な取組

(1) 3市共通で行う取組

■3市職員勉強会

外部講師による講義の受講や更生施設の見学等を行い、更生支援を学ぶ取組を3市で連携して行います。(生活福祉課)

■3市職員と保護司の意見交換会

日野・多摩・稲城地区保護司会との意見交換を行い、相互の情報について共有をします。(生活福祉課)

■各市における社会を明るくする運動の広報

日野・多摩・稲城地区保護司会のうち、各市の分区が主催して実施されている「社会を明るくする運動」の広報活動について、市と保護司会の協働による取組を推進します。(生活福祉課)

■保護司候補者検討協議会への協力(再掲:P20 参照)

●3市の位置図



- 1 計画の策定体制
- 2 再犯防止推進法の概要
- 3 第二次再犯防止推進計画(国計画)の概要
- 4 第二次東京都再犯防止推進計画の概要

1 計画の策定体制

市の関係部署(生活福祉課・総務契約課・経済課・高齢福祉課・障害福祉課・健康課・児童青少年課・子育て支援課・子ども家庭支援センター課・おやこ包括支援センター課・まちづくり再生課・学務課・指導課・生涯学習課)及び稲城市社会福祉協議会で構成される策定委員会において検討を進めました。

検討にあたっては、稲城市保健福祉推進委員会及び稲城市安全・安心まちづくり推進協議会において協議及び意見聴取を行うとともに、日野・多摩・稲城地区保護司会稲城分区、日野・多摩・稲城地区更生保護女性会稲城分区及び東京保護観察所立川支部から意見聴取を行いつつ策定を進めました。

○計画策定の経緯

令和7年3月	「第二次再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城 3市共通理念」策定
令和7年12月	第1回第二次稲城市再犯防止推進計画策定委員会開催(書面開催)
令和7年12月	東京保護観察所立川支部からの意見聴取
令和7年12月	第2回第二次稲城市再犯防止推進計画策定委員会開催(書面開催)
令和8年1月	稲城市議会(福祉文教委員会)への計画案及び策定経過報告
令和8年2月	計画案に対する市民意見公募の実施
令和8年2月	日野・多摩・稲城地区保護司会稲城分区からの意見聴取
令和8年3月	第3回第二次稲城市再犯防止推進計画策定委員会開催(書面開催)
令和8年3月	計画策定

2 再犯防止推進法の概要

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

3 第二次再犯防止推進計画(国計画)の概要

第二次再犯防止推進計画(概要)

計画期間: 令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性

認知件数は概算値を更新
再犯者率は上昇傾向

- 平成28年12月 「再犯防止推進法」公布・施行
- 平成29年12月 「再犯防止推進計画」閣議決定
- 7つの重点課題について、国・地方公共団体・民間協力者等が連携した取組を推進

第二次再犯防止推進計画に基づく取組

- 高齢釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在府中の生活復帰の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(18.10〜)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(19〜22)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体に策定済み(24.10.31))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる取組の支援活動の促進

出所受刑者の2年以内再入率の推移

数値目標: 「2年以内再入率を令和3年(令和2年出所者)までに16.9%以下にする」

16.1 25.2 25.1

15.0 17.0 19.0 21.0 23.0

H15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 2 計(推定)

目標達成

第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に合った「長い」支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

- ① 就労・住居の確保
 - (1) 就労の確保
 - 福祉的就業や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた対策の実施
 - 雇用ニーズに応じた職業訓練科目の整理
 - 書面的・賃の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
 - (2) 住居の確保
 - 更生(保護)施設等が地域社会での自立生活を見据えた配慮(福祉へのつながり、車庫依存回避支援、通所・訪問支援等)をを行うための体制整備
 - 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、高齢釈放者等への支援連携の提供
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
 - (1) 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉的支援のニーズの適切な把握・動機付けの強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 高齢者等施設からの生活環境の調整等の効果的な入居支援の実施
 - (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受入れ・地適応組の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
 - 増加する大麻事犯に対応した処遇の実施
- ③ 学校等と連携した修学支援
 - 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の協力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用促進、在学中の通信制高校への入学
 - 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における実行の柔軟化
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
 - 再犯再発防止の観点から踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
 - 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
 - 性犯罪やストーカー・DV被害者、女性等の特性に応じた指導等の充実
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
 - 持続可能な保護観察制度の確立とそのための保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・実行、保護司活動のデジタル化の推進
 - 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
 - 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進
- ⑥ 地域による包括的推進
 - 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
 - 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・意見の提供
 - 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法曹少年支援センター(少年鑑別所)における地域連絡の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
 - 相談できる都市の充実
 - 保護観察所による執行終了者等に対する継続的支援、更生保護施設による訪問支援事業の拡充
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備
 - 矯正施設・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

(1) 再犯防止の推進状況に関する指標 (2) 再犯防止の推進状況に関する指標 (3) 再犯防止の推進状況に関する指標 (4) 再犯防止の推進状況に関する指標 (5) 再犯防止の推進状況に関する指標 (6) 再犯防止の推進状況に関する指標 (7) 再犯防止の推進状況に関する指標

4 第二次東京都再犯防止推進計画の概要

第二次東京都再犯防止推進計画の概要

計画の位置付け

- ・ 再犯防止推進法(平成28年12月施行)に基づき、都は、令和元年7月に東京都再犯防止推進計画(以下「第一次計画」という。)を策定
- ・ 第一次計画に基づく取組の検証を踏まえるとともに、国の第二次計画(令和5年3月策定)を勘案し、第二次計画を策定
- ・ 計画期間: 令和6年度から令和10年度まで

基本的な方向性

- ① 東京都・国・区・区市町村・民間協力者等の各主体による更なる連携強化
- ② 再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供
- ③ 住民に最も身近な区市町村と共に息の長い支援を実現

主な取組

<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">1 就労・住居の確保等</div> <p>【就労の確保等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルファームの創設を促進 (産業労働局) <p>【住居の確保等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共住宅等や住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を活用 (住宅政策本部) 	<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪をした者やその家族等を対象に相談窓口を設置 (生活文化スポーツ局)
<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等</div> <p>【高齢者又は障害のある者等への支援等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域生活定着促進事業」において、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者等に対し、特別調整への協力等を実施 (福祉局) <p>【薬物依存を有する者への支援等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区市町村等の一次相談窓口と、都立(総合)精神保健福祉センター等の専門相談機関や鑑別所、薬物治療医療機関等の関係機関との連携により、薬物依存からの回復を支援 (福祉局、保健医療局、警視庁) 	<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再犯防止に関するポータルサイトにより、都内の支援機関・相談窓口等の情報を提供 (生活文化スポーツ局) ・ 保護司等支援者の活動の一助とするため、ガイドブックを作成 (生活文化スポーツ局) ・ 国と連携して、老朽化した更生保護施設の改築の施設整備補助を実施 (福祉局)
<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">3 非行の防止・学校と連携した修学支援等</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都内の小学校で、子供の万引き防止をテーマとした音楽劇等を実施することで、子供の規範意識を醸成 (生活文化スポーツ局) 	<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">6 再犯防止のための連携体制の強化等</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「東京都再犯防止推進協議会」において、再犯防止に向けた都内の支援連携体制を充実・強化 (生活文化スポーツ局) ・ 「再犯防止等の推進に向けた区市町村担当者連絡会」を開催 (生活文化スポーツ局) ・ 区市町村に対する住民からの相談を適切に解決につなげるフォローアップ等 (生活文化スポーツ局)

第二次稲城市再犯防止推進計画
令和8年度～令和12年度

発行年月：令和8年3月

発行：稲城市

編集：稲城市福祉部生活福祉課

〒206-8601 稲城市東長沼 2111

TEL:042-378-2111(代表)

FAX:042-378-5677



稻城市